

口座種別について

2021 年 10 月

HC アセットマネジメント株式会社

特定口座とは、確定申告によるお客様の事務負担を軽減するために導入された制度です。
個人のお客様は、公募投資信託等の換金時（譲渡所得）や分配金の受け取りで利益が発生した場合、申告分離課税方式での納税が必要です。入力にあたりましては以下の中からお選びください。

1. 源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収口座）

こちらの特定口座は、弊社がお客様に代わり申告、納税するものです。弊社からお客様に年間取引報告書を電子交付し、お客様の確定申告は不要です。

2. 源泉徴収なしの特定口座（簡易申告口座）

こちらの特定口座は、お客様に確定申告して頂くものです。弊社から電子交付する「年間取引報告書」を利用して確定申告頂きます。他社でも同様の口座をお持ちの場合は、まとめて申告頂くことになります。

3. 一般口座

特定口座を開設しない場合です。お客様ご自身で確定申告して頂く口座です。

以 上